

第1 日ごろからの連携

対応1
日ごろからの
連携

児童生徒の問題行動等の背景には、学校、家庭、地域における様々な要因が複合的に結びついており、問題行動等を未然に防止したり、問題行動等を起こす児童生徒への適時・適切な対応を行うためには、関係機関等と連携して多様な取組を行うことが必要である。

1 校内における連携体制の整備

学校と関係機関等との連携が効果を上げるためには、まず、学校が自らの努力によって児童生徒の問題行動等が深刻化しないよう、日ごろから地道な対応を行うことが必要となる。そのため、学校は次の点に留意して取組を充実させることが重要である。

1 管理職を中心とした連携体制の整備と教職員間における共通理解の徹底

管理職は、保護者・地域からの相談や児童生徒の問題行動等への対応について、自ら積極的に関わる姿勢や方針を示す。

特に校長は、問題行動等の解決に向け、明確なビジョンや目標を示し、そこに至る道筋を明確にすることが大切である。

生徒指導に関する校内分掌を明確化・具体化し、かつ、教職員に対し、管理職への報告、連絡及び相談を徹底する。

教頭や生徒指導主事等、全校的な立場で対応することができる教員が中心となる体制を整備し、また、その中心となる者が機動的に対応できるよう、管理職への報告等を徹底する必要がある。

なお、形式的に生徒指導に関する校務分掌組織（例えば生徒指導部等）を設けるだけでは十分ではなく、各教職員の具体的な役割分担や責任の明確化を図り、全教職員がそれぞれの役割に応じて活動できる機動的な体制を整備することが重要である。

教職員間において、情報の共有化や指導方針に関する共通理解を図る。

生徒指導が各担任、各学年で個別に行われ、教職員間の情報の共有や連携が不足していたために、深刻な問題行動等に発展した事例があったことから、深刻な問題行動等につながりかねない児童生徒の行動や態度について教職員間で情報交換や指導方針の検討・確認を行う場を設け、その結果を関係職員に周知して共通理解を図ることが必要である。

例えば、管理職、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる定期的な生徒指導会議を開催し、そこで話し合われた内容については学年会議で報告する、また、定期的に行われる会議において生徒指導について報告するようにすることなどが考えられる。

対応1
日ごろからの
連携

児童生徒の訴えや内面的な葛藤に目を向けた生徒指導を進める。 その際、スクールカウンセラー等の効果的な関わりが 可能となるよう配慮する。

スクールカウンセラーは、児童生徒本人へのカウンセリングや保護者への専門的助言・援助において効果が上がっており、例えば、児童生徒の問題行動等の背景にいじめや児童虐待があるなど心理的背景に目を向ける必要がある場合に有用である。

配置校では、スクールカウンセラーを校内の相談体制に適切に位置付けるだけでなく、スクールカウンセラーが生徒指導主事等と連携を図り、生徒指導全般に効果的に関わるようにすることが求められる。

また、児童生徒やその保護者からの相談に対応する学校や地域における相談員等についても、生徒指導に効果的に活用することが望まれる。

2 保護者・地域・関係機関に対する一元的・組織的な対応

校内において保護者や地域からの情報提供・相談に対応する体制を整える。

児童生徒を取り巻く環境やそこでの行動などについて、地域から学校の知り得ない情報が寄せられたり、また、保護者や地域からの相談によって、問題行動等の早期発見・対応が可能となる場合もある。学校は、こうした保護者や地域からの情報提供・相談に対応する連絡責任者を決めた上で、定期的に行われる会議などで提供を受けた情報について報告・協議を行うなど、教職員間で共通理解を図る仕組みを整える必要がある。

関係機関等との連携の必要性について、保護者や地域へ周知する。

例えば、PTAの会合、保護者会、学校評議員会議等の場を活用して、関係機関等との連携の必要性について保護者や地域へ周知を図ることにより、家庭や地域において、学校が行う生徒指導に関する取組に対しての理解が進み、協力が得られやすくなると考えられる。

また、日ごろから保護者に対して学校における指導体制や生徒指導に関する取組を説明することにより、保護者の学校に対する信頼感や安心感が高まることも期待される。

学校として組織的な対応を行う。その際、関係機関等との 窓口として連携の要となる連絡責任者を明確にする。

一人の教職員が個々に対応するのでは、得られる情報や対応方法に限界があるため、判断を個々の教職員に委ねることなく、また、教職員間の連絡についても不十分なままにせず、学校という「組織」として判断することが重要である。

その際、関係機関等の側から見ると、学校において誰が窓口（連絡責任者）となるのか不明確なことが多いことから、円滑な連携を実現するためには、学校の窓口として連携の要となる連絡責任者を明確にすることが重要である。



3 実践的な方法による教職員への周知・徹底

日ごろから関わりが想定される関係機関等については、
関係機関等連絡一覧表などを作成し、教職員に周知する。 

関係機関等の役割などについて教職員の理解が十分ではないことが、連携への意識を希薄にする一因となっている。関係機関の役割、業務内容等を理解することにより、相互の信頼関係の醸成につながり、信頼関係に基づいた緊密な連携が可能になる。



学校が連携を必要とする主な関係機関等  [参考資料8:P82~]



教職員へ周知を図るための取組例

市町村ネットワークを構成する関係機関等(学校、教育委員会、警察署、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、少年警察ボランティア等)の連絡網を作成し、関係者が所持して、日ごろの連絡や相談を行う際に活用している。また、サポートチームの活動を進める際にも、家庭訪問の日程調整、打ち合わせなど、連絡網を活用して機敏に対応している。

研修会、事例検討会等の場を有効に活用する。

関係機関等との連携やサポートチームの活動の在り方等について、研修会や事例検討会において、具体的な事例を用いながら周知を図る。学校においては、教育委員会が主催する研修会等への参加者以外の者に対して校内研修を実施する等、研修の成果を教職員間で共有できるようにすることが重要である。

対応1
日ごろからの
連携

2 「校区内ネットワーク」の推進

1 「校区内ネットワーク」の形成

主に中学校区ごとに、「校区内ネットワーク」を形成し、
各学校の生徒指導の機能を強化する。

学校は、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、少年警察ボランティア等地域の人材を活用することにより、学校の生徒指導の機能を強化して、日常的に児童生徒の問題行動等に対応していく学校中心のネットワーク(「校区内ネットワーク」)を設けることが有効である。

これは、主として中学校区単位で形成することが想定される。この際、中学校区内の小学校の参加や、幼稚園・保育所との連携を図ることが重要である。また、交番・駐在所、福祉事務所等、地域に密着した活動を行っている関係機関の職員に参加してもらうことも考えられる。

PTAをはじめとする地域との連携を生かしながら「校区内ネットワーク」を推進する。

地域における児童生徒の行動に関する相談や対応について、PTA等が中心的な役割を果たすことが期待される。学校は日ごろからPTA等との協力体制を築き、地域との連携の推進に努めることが重要である。

校内の連絡責任者は、「校区内ネットワーク」において中心的な役割を果たすことが求められる。

校内の連絡責任者は、学校に寄せられた児童生徒の問題に関する情報を整理・集約するとともに、「校区内ネットワーク」において定期的に地域の方々と情報交換を行う際に主体的な役割を果たすことが求められる。また、「校区内ネットワーク」における対応が必要と思われる場合については、その中心となって検討を進めることが期待される。

「校区内ネットワーク」の構成員については、校区内の他のネットワーク等との重複も考えられ、柔軟に検討する。

不登校や特別支援教育のネットワークの整備が進められているが、学校や地域において構成員が重複する組織を複数設けることは効率的でない場合もあり、各校区内の実情等に応じて他のネットワークを活用するなど柔軟に検討する。

対応1
日ごろからの
連携

2 「校区内ネットワーク」の活用

「校区内ネットワーク」を、情報交換を主とした学校と地域の相談・協議の場として積極的に活用する。

保護者や地域からは様々な情報・相談が寄せられるが、学校は、これらの情報・相談について、「校区内ネットワーク」の場を活用しながら検討・対応することにより、問題行動等の早期発見につなげることができる。

例えば、民生・児童委員等の協力を得れば、児童生徒の問題行動等の背景にある家庭や地域の状況を把握することが可能になる。また、少年警察ボランティア等の協力を得れば、校外での補導情報と校内の情報を総合し、問題行動等に対して早期の対応が可能となる。

このように、地域の人材を交えて情報交換や個別事例についての対応を行うことにより、学校による抱え込み防止や、早期対応による問題行動等の深刻化の防止を図ることができる。

なお、学校は、児童生徒の個人情報に係ることについて地域に協力を求める際には、あらかじめ秘密保持についての取り決めをするなどの措置を講じておくことが望ましい。

「校区内ネットワーク」では、地域の人材を活用した地域ならではの取組を行う。

地域には、児童生徒の健全育成に関わる様々な人々がいる。こうした人々と学校が「校区内ネットワーク」において、それぞれの得意分野を生かしながら協力することにより、地域における多様な取組が可能となる。こうした取組は、地域で子どもを見守ろうという意識を高めるとともに、子どもの規範意識を高めることにもつながる。

たとえ現状では問題性がさほど高くない場合でも、 校区内ネットワークの活用を検討する。

児童生徒が深夜徘徊を始めたが、保護者が無関心等で学校の指導に非協力的な場合などは、学校における通常の指導だけでは将来的に手詰まりを招きやすく、問題が深刻化する可能性も懸念される。このような場合、校区内ネットワークを利用して、初期段階において地域の協力を得て対応することが非常に効果的であるといえる。こうした取組は、小学校においても充実することが望まれる。

なお、児童生徒の問題行動等が深刻化してきた場合や家庭への福祉的な措置が必要な場合などは、校区内ネットワークに止めておらずに、できる限り早い段階でサポートチームの形成につなげていくことが重要である。



地域の人材を活用した取組例

- ア 学校や教育委員会が日ごろから地域住民に対して学校の生徒指導上の取組等について説明し、協力をお願いすることにより、地域住民が児童生徒へ多様な働きかけを行っている。民生・児童委員、保護司等はその本来の役割に沿って本人や家庭に対し指導力を発揮し、自治会長、市会議員、地域スポーツ指導者等はその幅広い人間関係を生かし、地域の諸団体や必要な人材の紹介・活用を可能にしている。また、商店主、農業経営者、事業経営者等は、職業体験の場として児童生徒を受け入れながら人間性・社会性の指導も行っている。
- イ 地域との日ごろからの連携により、校外での児童生徒の行動や様子について、逐一情報を学校に提供してくれるようになった。児童生徒がたむろしていたり、喫煙していたりという問題行動のみならず、地域の方にあいさつする児童生徒の様子や奉仕活動をしている児童生徒の様子など、よい面についても情報を提供してくれるようになった。
- ウ 非行を繰り返す生徒への対応について地域の自治会長に協力を依頼し、地域をあげて非行防止に取り組むことが重要との考えから、地域で夜間巡回を行う等、非行のきっかけとなる深夜徘徊を防ぐ取組を継続した。また、地域のつながりを生かして、自治会長等が保護者への面談や助言を行うことにより、生徒の問題行動が減少した。
- エ 主任児童委員や民生・児童委員が、保護者と定期的に連絡を取る中で、子どもの成育に関する悩みや学校への要望等、保護者が直接学校へは話しにくいことを聞き取り、学校へ情報提供してくれたため、学校と保護者の相互理解を図る上での一助になった。また、主任児童委員や民生・児童委員が家庭訪問等を行い、学校では対応が困難であった家庭生活面での支えになってくれた。
- オ 少年補導員が中心となり、学校、民生・児童委員、保護司が集まって情報交換を行う場を設定している。学校が気になっている児童生徒の学校外での様子について情報を共有し、早期の対応に結び付けることができる。
- カ 学校評議員であるPTA、元教員、自治会長等から、地域における児童生徒の問題行動等について、気がついた時に学校へ連絡してもらっている。これにより、放課後等の児童生徒の状況をより詳細に把握することができるようになった。

対応1
日ごろからの
連携

3 「市町村ネットワーク」の推進

1 「市町村ネットワーク」への積極的な参加

■ 学校は、地域の「市町村ネットワーク」へ積極的に参加する。

「市町村ネットワーク」は、学校、教育委員会、警察、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関や民生・児童委員、主任児童委員、保護司、少年警察ボランティア、PTA等地域の人材を構成員としたネットワークであり、主として市町村単位で地域の子どもの問題に対応する観点から設置されるものである。

このため、市町村ネットワークに関しては、教育委員会が教育的必要性から設置しているものに加え、既に地域によっては様々なネットワーク化の取組がなされているところであり、それぞれ取組内容に応じて当該ネットワークの事務局となる機関等も異なるのが一般的である。具体的には、市町村福祉部局が事務局となっている児童虐待防止ネットワークや警察が事務局となっているサポートネットワークがあり、地域の実情に応じて、こうしたネットワークに積極的に参加することが望まれる。

■ 地域の実態を踏まえて、適切な情報交換が行える「市町村ネットワーク」づくりを推進する。

地域によっては、サポートチームの基盤となる「市町村ネットワーク」が十分に整備されていない場合もある。このような場合、教育委員会においては、既存の会議の場などを利用して、市町村ネットワークの設置やそれを基礎とした活動の意義などについて、各機関の理解を得られるように努める必要がある。

また、地域における既存のネットワークの全てがサポートチームの形成を念頭に置いたものではないことから、既存のネットワークの設置目的や構成メンバーを考慮した上で、当該ネットワークを「市町村ネットワーク」を兼ねたものとして位置付けるなど、柔軟な形でサポートチーム形成の基盤となるネットワークを強化することが重要である。

■ 「市町村ネットワーク」において、サポートチームのメンバーとなり得る関係機関(担当者名)や人材のリストを作成しておく。

機動的なサポートチームの形成を可能とするため、あらかじめサポートチームのメンバーの候補となる関係機関や地域の人材のリストを、「市町村ネットワーク」の事務局や教育委員会において作成しておくことが望ましい。

2 「市町村ネットワーク」の活用

学校側から市町村ネットワークの構成員等に対して積極的に情報提供をするなど、主体的な働きかけを継続的に行う。

日ごろから構築した人間関係が、緊急時においても役に立つことは多い。また、偶然気付いた際の情報交換だけでは、気付いた時には既に事態が悪化し、対応が後手に回ることもあり、こうした事態を避けるためにも、意識的に定期的な情報交換を行うことが重要である。

定期的な情報交換においては、実質的な内容の情報交換となるよう留意する。また、情報交換の場の設定に工夫をする。

定期的な情報交換においては、抽象的な議論に終始することなく、実質的な情報交換に努めることが求められる。また、出席者のレベルや開催回数に無理がないよう工夫をすることも必要である。少人数であれば、形式張らず面前での情報交換が可能となることから、出席者を固定し、少人数にするということも考えられる。

なお、市町村ネットワークの場においては、児童生徒の個人情報扱うことも考えられるため、あらかじめ設置規約等において個人情報保護及び秘密の保持のために必要な取り決めをしておくことが望ましい。

学校は、「市町村ネットワーク」を単なる情報交換の機会とだけ捉えるのではなく、他の構成員と連携して、地域の児童生徒の問題行動等を防ぐための具体的な取組みを推進する。

例えば、警察職員や保護司などを講師とした「非行防止教室」を実施することは、広く地域の児童生徒を対象とした非行・犯罪被害防止のために有効な方策であると考えられる。

対応1
日ごろからの
連携



積極的な働きかけや情報交換の取組例

- ア 「学校・警察連絡制度」により、生徒の問題行動等に関する情報の共有が以前と比較して迅速に行われるようになり、生徒の学校外での行動が把握できるようになった。また、関係機関等との連携の重要性についての校内における意識も高まった。
- イ 少年補導員等の報告が集約される少年サポートセンターや警察署等を教育委員会担当者が月に一回は訪問し、個々の小中学生の問題行動の状況や高校生・無職少年の状況等について情報交換を行い、学校で把握できない学校外の問題行動等の早期把握・予防に努めている。これらの情報は教育委員会から各学校へ伝えられている。
- ウ 毎月、地域における関係機関とともに各種会議を開催している。教育委員会、学校、警察署、少年サポートセンター、児童相談所等による代表者会議のほか、教育センターや中学校の学年別生徒指導担当者等による担当者会議、市の福祉課と中学校の養護教諭等による担当者会議等がある。個々の児童生徒についての情報交換のほか、各学校共通の悩み等についての協議を行っている。

4 「校区内ネットワーク」と「市町村ネットワーク」の関係

参考 2 P26

地域によっては「校区内ネットワーク」と「市町村ネットワーク」の各構成員が重複することなども考えられる。

地域の人材、関係機関を含むネットワークは多層的・複層的に存在しており、その範囲等は、都道府県単位、市町村単位、児童生徒の生活に密着した学校区単位等、地域の実情に応じて様々である。ネットワークづくりの推進に当たっては、こうした地域の実情に照らして創意工夫をしていくことが必要であり、地域によっては、「校区内ネットワーク」と「市町村ネットワーク」の各構成員が重複することや、両ネットワークの役割を兼ね備えたネットワークを構築することも考えられる。

5 教育委員会の役割

学校から定期的に報告を求めたり、自ら学校を訪問するなど、各学校における生徒指導の状況について十分把握し、必要に応じて適切な指導・助言を行う。

学校の連携に関する日ごろの取組状況を把握するとともに、自ら連携のきっかけとなる機会を設定して、必要な指導・助言を行う。

特に、関係機関等と協力して地域の実情に応じた市町村ネットワークづくりを行うことや、校区内ネットワークの取組が円滑に進められるよう学校・関係機関等へ働きかけを行うことが求められる。

校区内ネットワークやサポートチームに関する要綱案等を作成する。

例えば、秘密保持の徹底等、連携を円滑に行うために必要な事項について、あらかじめ要綱等の雛形を作成した上で、学校や関係機関等に提示しておく。

関係機関等との連携について、具体的な事例を題材にした事例検討等の研修を充実させる。

関係機関の職員や関係機関における勤務経験がある教職員を研修の講師として活用し、問題行動等の兆候の把握方法や関係機関等と連携する際の留意点などについて認識を共有することは有効である。





研修等の取組例

ア 管理職研修会

市内校長研修会、教頭研修会において、サポートチームの趣旨、メンバー、活動内容について説明し、問題行動の早期発見・対応、未然防止のために管理職が担う役割等について周知を図っている。

イ 生徒指導主事研修会

市内生徒指導連絡協議会において、グループに分かれ、各校が取組んだ事例を報告し、連携すべき関係機関、各機関の役割、連携の取り方、サポートチーム形成の判断、学校としての対応等について協議を行っている。

ウ 小中合同研修会

市内中学校の生徒指導主事、小学校の生活指導担当教員を対象とした生徒指導担当者研修会を実施している。講話のほか、小・中学校別の分科会、小・中学校合同の分科会において事例研究を行うなど、児童生徒の発達段階を考慮した研修を実施している。

エ 関係機関との合同研修会

- ・教育委員会が学期毎に開催する中学校生徒指導主事会議に、警察署少年課・生活安全課、児童相談所の担当者が参加し、情報交換を行っている。また、各学校で対応している事例について、専門的立場からの助言をもらい、各学校における取組に生かしている。
- ・児童相談所が関わっている事例や保護者から児童相談所へ寄せられた質問などのうち、学校に密接に関連する事項について連携して取組を進めるため、学校と児童相談所の合同研修を実施している。児童をめぐる状況、児童・保護者への対応の在り方などについて、児童福祉司が講師を務めている。

対応1
日ごろからの
連携

行動連携が効果的に展開できるよう、地域における校区内ネットワークやサポートチームの取組などについて積極的な広報に努める。



保護者や地域へ周知を図るための取組例

ア サポートチームの取組についてのリーフレットを作成し、保護者、町内会、関係機関、関係団体に配布する。

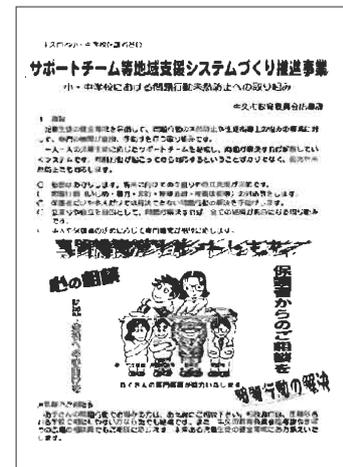
イ サポートチームの取組について、教育委員会のホームページに掲載する。

ウ 広報誌にサポートチームの取組についての記事を掲載し、全戸へ配布する。

〈リーフレットの例〉



(千葉県市川市教育委員会作成)



(茨城県牛久市教育委員会作成)

学校や地域に働きかけ、立ち直り支援のための機会の確保に努める。

立ち直りに時間を要する児童生徒に対しては、立ち直りを支援する機会を提供することが必要となる。学校に対して、協力が得られる地域の人材、事業所、NPO等を日ごろから開拓しておくよう指導するとともに、教育委員会自らも、市町村ネットワーク等における活動を活かして人材の確保等に努めることが重要である。

参考1

関係機関等連絡一覧(例)

	関係機関等	所属	担当者	連絡先
警察関係	市町村教育委員会			
	警察署少年係			
	交番・駐在所			
	少年サポートセンター 少年警察ボランティア			
福祉関係	児童相談所			
	福祉事務所			
	主任児童委員 民生・児童委員			
保健関係	保健所・保健センター			
更正保護関係	保護観察所			
	保護司			
裁判所関係	家庭裁判所			
	少年補導センター			

対応1
日ごろからの
連携

参考2

問題を抱える児童生徒のサポート体制

